

# 器具及び容器包装の衛生試験

- 食品衛生法に基づく、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」の規格試験を実施
- 食器、食品に使用する器具、包装材などは、直接食品と接触して使用されることから、化学物質や重金属等の溶出により食品が汚染される可能性
- 食品衛生法により材質・使用用途別に規格基準が設定

## 【試験対象試料】

- ◆ 合成樹脂製の器具及び容器包装
- ◆ ゴム製の器具（ほ乳器具を除く）又は容器包装
- ◆ ゴム製ほ乳器具
- ◆ 金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く）を内容物とするものを除く）
- ◆ ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

## 食品衛生法での器具、容器包装

- 容器包装：包装の中で食品と直接接しているもの  
（例：ビン、缶、プラスチックトレイ、ラップフィルム、チューブ等）
- 器具：食品又は添加物に直接接触する物で、容器・包装以外のもの  
（例：はし、皿、しゃもじ、手袋、コンベア、鍋、ポット等）

## 【主な使用機器】



その他の規格やご要望の試験方法についても、ご相談ください

**CERI**

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

大阪事業所

〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北1丁目5番55号  
TEL.06(6744)2022 FAX.06(6744)2052

URL

<https://www.cerij.or.jp>

E-mail

[osaka@ceri.jp](mailto:osaka@ceri.jp)